

# 京都府薬局機能情報提供制度実施要領

## 1 目的

本要領は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第8条の2の規定による医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報（以下「薬局機能情報」という。）について、京都府内で薬局開設の許可を受けている者（以下「薬局開設者」という。）が京都府知事（以下「知事」という。）に報告する事項及びその方法、京都府（以下「府」という。）による当該情報の公表等に関する具体的な実施方法等を定め、府民等による薬局の選択を支援することを目的とする。

## 2 情報の取扱い

薬局開設者は、薬局機能情報を知事に報告（変更内容の報告を含む。）し、知事は、原則、報告を受けた薬局機能情報をそのまま公表する。

薬局開設者は、薬局機能情報について、正確かつ適切な情報を提供するとともに、当該薬局において、薬剤師等は、府民等からの相談等に適切に応じるよう努める。

## 3 報告及び公表事項

報告及び公表事項は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第11条の3に規定する事項及びその他府が定める事項（薬局機能情報報告・公表事項（別表のとおり））とする。

## 4 報告方法

薬局開設者は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）によるオンライン報告により、薬局機能情報を報告する。

なお、オンライン報告が困難な場合は別添調査票による報告を行い、京都市内に所在する薬局は薬務課に提出し、京都市以外の地域に所在する薬局は管轄する府保健所に提出する。

### （1）定期報告

薬局開設者は、毎年1月31日までに、その前年の12月31日現在の状況についてG-MISからインターネット回線によりオンライン報告するものとする。

なお、オンライン報告できない場合は、別紙調査票を提出する。

### （2）新規開設許可の報告

新たに開設許可を受けた薬局開設者は、開設許可後、15日以内に、当該薬局の薬局機能情報を報告する。

### （3）変更の報告

薬局開設者は、報告内容に変更が生じたときは、次により報告する。

なお、法第10条に規定する変更の届出は、別に定められた方法により行うもの

とし、この報告によることはできないものとする。

#### ア 基本情報等及び認定薬局に関する情報の変更

薬局開設者は「薬局機能情報報告・公表事項（別表1）」中、第1の1の基本情報（（1）薬局の名称、（2）薬局開設者、（3）薬局の管理者、（4）薬局の所在地、（5）薬局の面積、（6）店舗販売業の併設の有無、（7）案内用電話番号・ファクシミリ番号、（8）電子メールアドレス（9）営業日、（10）開店時間、（11）開店時間外で相談できる時間、（12）健康サポート薬局である旨の表示の有無、（13）地域連携薬局の認定の有無、（14）専門医療機関連携薬局の認定の有無）、3の薬局サービス等のうち（15）薬剤師不在時間（以下「基本情報等」という。）に変更が生じたときは、30日以内に報告する。

また、地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定を受けたときは、第2の3の（1）の①から5、（2）の①から⑥の内容（以下「認定薬局に関する情報」という。）を、認定を受けた日から30日以内に報告する。なお、認定を廃止した時は廃止した日から30日以内に認定薬局に関する情報を消去する。

#### イ 基本情報等及び認定薬局に関する情報以外の変更

薬局開設者は、基本情報等及び認定薬局に関する情報以外の情報に変更が生じたときは、定期報告により報告する。

ただし、府民に影響が大きいと考えられる事項については、随時報告するよう努めること。

#### （4）訂正の報告

薬局の開設者は、薬局機能情報に誤りがあったときは、速やかに報告する。

### 5 薬局機能情報の公表

府は、薬局開設者から報告された薬局機能情報を確認後、医療情報ネット上で速やかに公表する。

インターネットを利用できない環境にある府民に対しては、府のパソコンのモニター画面での表示等により公表する。

### 6 薬局による情報提供

府は、薬局による情報提供に関して、薬局開設者に対して、次に掲げる事項について、適切な指導・助言等を行い、本制度の円滑な運営に努める。

- （1）薬局開設者は、薬局機能情報について知事へ報告するとともに、当該薬局において閲覧に供しなければならない。その際、書面による閲覧に代えて、電磁的方法（電子メール、インターネット、パソコン等のモニター画面での表示等）による情報の提供を行うことができる。
- （2）府は、薬局開設者が薬局機能情報の提供を適切に行っていない場合には、薬局開設者に対して、適切に情報を提供するよう指導することができる。
- （3）府は、薬局開設者に対して、当該薬局において、住民・患者等からの薬局機能情報に関する相談・照会等について、適切な対応に努めるよう指導するとともに、

患者から当該薬局以外の薬局に対する相談・照会等があった場合においても適切な対応に努めるよう指導する。

附則

- 1 本要領は、平成20年2月22日から施行する。
- 2 平成19年10月1日付け9薬第1023号京都府保健福祉部衛生・薬務総括室薬務室長通知「薬局機能情報提供制度に係る報告について」に基づき報告された薬局機能情報は、本要領に基づき報告されたものとみなす。

附則

本要領は、平成26年11月25日から適用する。

附則

本要領は、平成27年5月22日から適用する。

附則

本要領は、平成28年11月18日から適用する。

附則

本要領は、平成30年10月15日から適用する。

附則

本要領は、令和3年11月11日から適用する。

附則

本要領は、令和6年1月5日から適用する。

| 別表        |  |
|-----------|--|
| <b>第1</b> | <b>管理、運営、サービス等に関する事項</b>                     |
| 1         | 基本情報   |
| (1)       | 薬局の名称  |
| (2)       | 薬局開設者  |
| (3)       | 薬局の管理者                                       |
| (4)       | 薬局の所在地                                       |
| (5)       | 薬局の面積  |
| (6)       | 店舗販売業の併設の有無                                  |
| (7)       | 案内用電話番号・ファクシミリ番号                             |
| (8)       | 電子メールアドレス                                    |
| (9)       | 営業日  |
| (10)      | 開店時間   |
| (11)      | 開店時間外で相談できる時間                                |
| (12)      | 健康サポート薬局である旨の表示の有無                           |
| (13)      | 地域連携薬局の認定の有無                                 |
| (14)      | 専門医療機関連携薬局の認定の有無及び認定の区分                      |
| 2         | 薬局へのアクセス                                     |
| (1)       | 薬局までの主な利用交通手段                                |
| (2)       | 薬局の駐車場の有無                                    |
| ア         | 駐車場の有無                                       |
| イ         | 駐車台数   |
| ウ         | 有料又は無料の別                                     |
| (3)       | ホームページアドレス                                   |
| 3         | 薬局内サービス等                                     |
| (1)       | 相談に対する対応の可否                                  |
| (2)       | 相談できるサービスの利用方法                               |
| (3)       | 薬剤師不在時間                                      |
| (4)       | 対応することができる外国語の種類                             |
| (5)       | 障害者に対する配慮                                    |
| (6)       | 車椅子利用者に対する配慮                                 |
| (7)       | 特定販売の実施                                      |
| ア         | 特定販売を行う際に使用する通信手段                            |
| イ         | 特定販売を行う時間                                    |
| ウ         | 特定販売により販売を行う医薬品の区分                           |
| (8)       | 薬局製剤実施の可否                                    |
| (9)       | 薬局医薬品の取扱品目数                                  |
| (10)      | 要指導医薬品及び一般用医薬品の取扱品目数                         |
| (11)      | 健康増進法(平成十四年法律第百三号)第四十三条第六項に規定する特別用途食品の取扱いの有無 |
| (12)      | 配送サービスの利用                                    |
| ア         | 配送サービスの利用の可否                                 |
| イ         | 配送サービスの利用方法                                  |
| ウ         | 配送サービスの利用料                                   |
| 4         | 費用負担等  |
| (1)       | 医療保険及び公費負担等の取扱い                              |
| (2)       | 電子決済による料金の支払の可否                              |

| 第2 提供サービスや地域連携体制に関する事項 |  |
|------------------------|--|
| 1                      | 業務内容、提供サービス  |
| (1)                    | 認定薬剤師の種類及び人数   |
| (2)                    | 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数   |
| (3)                    | 登録販売者その他資格者の人数   |
| (4)                    | 薬局の業務内容  |
| ア                      | 無菌製剤処理に係る調剤の実施   |
| (ア)                    | 無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否(他の薬局の無菌製剤室を利用する場合を含む。)                               |
| (イ)                    | 無菌調剤室の有無   |
| (ウ)                    | クリーンベンチの有無   |
| (エ)                    | 安全キャビネットの有無  |
| (オ)                    | 無菌製剤処理に係る調剤を当該薬局において実施した回数   |
| (カ)                    | 無菌製剤処理に係る調剤を他の薬局の無菌調剤室を利用して実施した回数                                      |
| イ                      | 一包化薬に係る調剤の実施の可否  |
| ウ                      | 麻薬に係る調剤の実施   |
| (ア)                    | 麻薬に係る調剤の実施の可否  |
| (イ)                    | 麻薬に係る調剤を実施した回数   |
| エ                      | 浸煎薬及び湯薬に係る調剤の実施の可否   |
| オ                      | 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施   |
| (ア)                    | 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否  |
| (イ)                    | 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務を実施した件数   |
| カ                      | 携帯型ディスプレイ注入ポンプの取扱いの有無  |
| キ                      | 小児の訪問薬剤管理指導の実績の有無  |
| ク                      | 医療的ケア児への薬学的管理・指導の可否  |
| ケ                      | オンライン服薬指導の実施   |
| (ア)                    | オンライン服薬指導の実施の可否  |
| (イ)                    | オンライン服薬指導の実施の方法  |
| (ウ)                    | オンライン服薬指導を実施した回数   |
| コ                      | 電子資格確認の仕組みを利用して取得した薬剤情報等を活用した調剤の実施の可否                                  |
| サ                      | 電磁的記録をもって作成された処方箋の受付の可否  |
| シ                      | リフィル処方箋(保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号)第二十条に規定するリフィル処方箋をいう。)の対応実績の件数 |
| ス                      | 電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無  |
| セ                      | 患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる手帳の交付                                     |
| (ア)                    | 患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる手帳の交付の可否                                  |
| (イ)                    | 患者の薬剤服用歴その他の情報を電磁的記録をもって一元的かつ経時的に管理できる手帳を所持する者の対応の可否                   |
| ソ                      | 緊急避妊薬の調剤の可否  |
| (ア)                    | 緊急避妊薬の調剤の対応可否  |
| (イ)                    | オンライン診療(医療法施行規則(昭和三十二年厚生省令第五十号)別表第一に規定するオンライン診療をいう。)に伴う緊急避妊薬の調剤の対応可否   |
| タ                      | 高度管理医療機器に係る業許可   |
| (ア)                    | 高度管理医療機器の販売業許可の有無  |
| (イ)                    | 高度管理医療機器の貸与業許可の有無  |
| チ                      | 検体測定室の実施   |
| ツ                      | 災害・新興感染症への対応   |
| (5)                    | 地域医療連携体制   |
| ア                      | 医療連携の有無  |
| イ                      | 地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無  |
| ウ                      | 入院時の情報を共有する体制  |
| (ア)                    | 入院時の情報を共有する体制の有無   |
| (イ)                    | 入院時の情報を共有した回数  |
| エ                      | 退院時の情報を共有する体制  |
| (ア)                    | 退院時の情報を共有する体制の有無   |
| (イ)                    | 退院時の情報を共有した回数  |
| オ                      | ウ及びエに掲げるもののほか、地域における薬剤及び医薬品の適正な使用の推進及び効率的な提供に必要な情報を共有した回数              |
| カ                      | 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制   |
| (ア)                    | 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無  |
| (イ)                    | 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供した実績の有無  |
| キ                      | 地域住民への啓発活動への参加の有無  |
| ク                      | 調剤報酬上の位置付け   |

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| 2                                  | 実績、結果等に関する事項  |
| (1)                                | 薬局の薬剤師数   |
| (2)                                | 医療安全対策の実施   |
| ア                                  | 副作用等に係る報告を実施した件数  |
| イ                                  | 医療安全対策に係る事業への参加の有無  |
| (3)                                | 感染防止対策の実施の有無  |
| (4)                                | 情報開示の体制   |
| (5)                                | 症例を検討するための会議等の開催の有無                                       |
| (6)                                | 総取扱処方箋数   |
| (7)                                | 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数 |
| (8)                                | 患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数                                      |
| (9)                                | 患者満足度の調査  |
| ア                                  | 患者満足度の調査の実施の有無  |
| イ                                  | 患者満足度の調査結果の提供の有無  |
| 3                                  | 地域連携薬局等に関する事項   |
| (1)                                | 地域連携薬局  |
| (ア)                                | 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した薬剤師の人数                               |
| (イ)                                | 休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数               |
| (ウ)                                | 在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数                   |
| (エ)                                | 地域における他の医療提供施設に対し医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数                    |
| (オ)                                | 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施した回数                     |
| (2)                                | 専門医療機関連携薬局  |
| (ア)                                | 傷病の区分ごとの専門性の認定を受けた薬剤師の人数                                  |
| (イ)                                | 休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数               |
| (ウ)                                | 在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数                   |
| (エ)                                | 地域における他の薬局開設者に対してがんに係る専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を行った回数     |
| (オ)                                | 地域における他の医療提供施設に対してがんに係る医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数              |
| <b>第3 その他医療を受ける者による薬局の選択に資する事項</b> |   |